## 議第25号

遠藤奨学基金設置条例の一部を改正する条例案

遠藤奨学基金設置条例(昭和36年三島市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「の次の」を「を受けた」に、「本市学校奨学基金」を「遠藤奨学基金(以下「基金」という。)」に改め、「東京瓦斯株式会社株券 35,149株

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株券 32,250株 を削る。

東京電力株式会社株券 7,428株

第2条に見出しとして「(運用益金の処理)」を付し、同条中「本基金」を「基金の運用」に、「配当金その他収入は、」を「収益は、毎年度」に、「毎年度遠藤奨学金」を「遠藤奨学金」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(財産の種類)

- 第2条 基金に属する財産は、次に掲げるものとする。
  - (1) 東京瓦斯株式会社株式 35,149株
  - (2) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式 32,250株
  - (3) 東京電力ホールディングス株式会社株式 7,428株
  - (4) 前各号の株式の売払代金及びその運用により取得した有価証券 (現金及び有価証券の管理)
- **第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えること ができる。
  - 第4条の次に次の1条を加える。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月21日提出